

# 全国トース技術研究組合 規約

## 第1章 総則

第1条 技術研究組合法第13条第1項の規定により決定された全国トース技術研究組合定款第39条（規約）の条文により、本組合の運営において必要な事項を以下の項目において規約で定める。

- ① 総則に関する規約の設定及び補足
- ② 組合員に関する規約の設定及び補足
- ③ 特許権に関する規約の設定
- ④ 加盟社に関する規約の設定
- ⑤ 組合事務局に関する規約の設定
- ⑥ 会議に関する規約の設定及び補足
- ⑦ 部会または、委員会の設置に関する規約の設定

## 第2章 総則に関する規約の設定及び補足

### （事業）

第2条 本組合は全国トース技術研究組合定款第1条で定められた事業における補足事項に關し、以下の内容を補足する。

- ① 学術組合員による加盟社への講義及び、学術試験の遂行
- ② 組合の研究に関する普及啓蒙活動
- ③ 組合の持つ特許に関する通常実施権の運用及び、ノウハウ使用許諾契約の運用

## 第3章 組合員に関する規約の設定及び補足

第3条 本組合における全国トース技術研究組合定款第2章 組合員 第5条（加入）における補足事項に關し、以下の内容を補足する。

- ① 本組合に新たに加入しようとする企業は、特許通常実施権設定及びノウハウ使用許諾契約書と秘密保持契約書を締結しなければならない。
- ② 前項1の契約を締結した企業は、組合の発行する加盟社証を受領した後、本組合に加盟社として組合に加入することができる。
- ③ 加盟社となった企業は、本組合の承諾で、企業組合員になることができる。

## 第4章 特許権に関する規約の設定

第4条 本組合の行う研究に關係する特許及び特許に屬さないノウハウ（技術秘訣）に關し以下の条文を定める。

### （特許に関する通常実施権の取得）

第5条 本組合は、前条の目的の達成のために、研究及び事業に關係する特許序により開示さ

れた特許に関して、特許権利者と専用実施権契約を締結し、次の特許に関する通常実施権の締結権利を有する。

- ① 特許第 3649657 号（土壌改良方法）の専用実施権
- ② 特許第 4266809 号（地下貯水構造・樹脂製）の専用実施権
- ③ 特許第 4785817 号（舗装構造・路盤）の専用実施権
- ④ 特許第 5720030 号（防草工法・地被類）の専用実施権
- ⑤ 特許第 5714304 号（法面構造・吹付）の専用実施権
- ⑥ 特許第 6404170 号（土木用資材製造方法）の専用実施権
- ⑦ 特許第 6394851 号（舗装構造・土のう）の専用実施権
- ⑧ 特許第 5478934 号（地下貯水構造・コンクリート）の専用実施権
- ⑨ 特許第 5769999 号（舗装構造・路床）の専用実施権
- ⑩ 特許第 5430110 号（グラウンド再生工法）の専用実施権
- ⑪ 特許第 5349949 号（グラウンド）の専用実施権
- ⑫ 特許第 4125066 号（地面の排水構造の施工方法）の専用実施権
- ⑬ 特許第 6860146 号（ふとん籠及びこれを用いた傾斜地補強構造）の専用実施権
- ⑭ 特願 2021-121770（土木用資材及び土木用資材製造方法）の専用実施権
- ⑮ 特願 2021-111981（舗装構造ポーラス）の専用実施権
- ⑯ 特願 2021-069141（土木用資材及び土木用資材製造方法）の専用実施権
- ⑰ 特願 2022-062811（土壌改良方法）の専用実施権

（特許に関する通常実施権取得後の制約）

第 6 条 通常実施権を有した者は、独自で考案した工法名称及び、施工方法等は、事前に本組合に報告し、了承を得ること。

## 第 5 章 加盟社に関する規約の設定

第 7 条 本組合の行う研究を直接又は、間接的に事業に利用することのみを目的とする者を組合員とは別に、「加盟社」と定義する。

## 第 6 章 組合事務所に関する規約の設定

第 8 条 本組合は事務手続きを速やかに実行、通達するため、全国トース技術研究組合定款 第 1 章 総則 第 3 条の事務所に事務所員を配置し、事務所の事務手続き及び運営上の全般の管理を行うものとして事務局長を、又、実務を速やかに行うために事務職員を配置する。

第 9 条 事務局長及び事務職員は、組合の規定する就業規則に則り、就業するものとする。又、採用・退職に関しては、専務理事が管理し、理事長名において任命する。

## 第 7 章 会議に関する規約の設定及び補足

第10条 全国トース技術研究組合定款 第5章 会議 について、以下の項目に関し補足する。

- ① 三役会の設定
- ② 理事会に関する補足

(三役会の設定)

第11条 本組合における理事長・専務理事・常務理事の三役で行われる会議を三役会とし、三役会で決議される事項は、原則として全国トース技術研究組合定款 第31条の各項にあてはまらないものとするが、運営上緊急を要する決議事項の決定は、することができる。尚、その結果は各理事に報告をする。

三役会の決議は出席を要するものではないが、電磁的記録等で議事録を作成し、これに署名する。

但し、前述の緊急を要する決議事項は第33条の特別の決議の各項目を除くものとする。

第12条 組合は全国トース技術研究組合定款 第27条の理事会の議事録について、理事会の日から5年間議事録等の写しを事務所に備え置かなければならない。

第8章 部会または委員会の設置に関する規約の設定

第13条 部会または委員会の設置及び、廃止は総会決議とする。

第14条 部会または委員会に関する規定の改変については、当部会または当委員会内部で決議することができる。

附 則 本規約は、全国トース技術研究組合定款第31条（総会の決議事項）第2項及び、第32条第4項に則り、総会により決議されたものである。

この規約は、総会決議された令和3年3月29日より施行する。

附 則 改変されたこの規約は、総会決議された令和6年1月24日より施行する。

